

平成21年度
補助金審査委員会審査意見に対する対処方針

平成22年2月
うるま市役所

補助金審査結果・意見に対する対処方針・・・・・・・・・・・・・・・・

	補助金等名称	部課名	総合評価	理由及び意見等	対処方針
1	うるま市育英会 補助金	教育部 総務課	B：現状の まま継続	<p>市育英資金の償還が滞っている償還義務者が多数おり、公的機関の償還に対する認識の甘さが見られる。民間であれば、未返済者への財産差押えや返済遅延者への利息付加など厳しい措置が執られるものであり、今後は、未償還者に対する罰則規定や法的措置も含め、より効果的な回収方法を研究し、もっと厳しい償還措置を執ってもらいたい。また、所得額に応じた1回当たりの償還額の設定、償還期間の短縮、一括償還時の減額措置など、償還方法の工夫も検討してもらいたい。償還義務者による適切な償還が将来の貸費、育英会資金の円滑な運用につながるものであり、自主運営も十分に可能と思われる。現在でも、資金運用の残高が大きく、市からの補助金がなくても自主運営が可能と思われる。市からの補助金について、一時凍結も念頭に検討されたい。</p>	<p>市育英会は優秀な学生で経済的理由によって就学困難な者に対し、無利息で学資を貸費しています。決定した学生につきましては卒業するまでの年数を保証できるよう育英資金として準備する必要があります。卒業後から開始されます償還につきましては、補助金審査・意見等を参考にしながら効果的な償還方法を検討するよう指導していきます。特に未償還者に対しては、対策を強化するよう指導していきます。また、合併後、年々増加する貸費生及び償還義務者の個人台帳等の管理について、平成22年度中に育英資金管理システムを作成、稼働させ償還義務者への適切な通知等を行い、育英資金の円滑な運用ができるよう指導します。</p> <p>市から市育英会への補助金につきましては、平成17年度3,000千円、平成18年度2,565千円、平成19年度500千円、平成20年度1,000千円、平成21年度500千円と概ね減額してきています。減額の理由は、合併前の償還者が多数おり償還額が増大したためです。しかし、今後は償還完了者の増により償還額が減額していきます。将来的に安定した財源を確保するためには市からの補助金が必要で</p>

					す。他市においても、市からの補助金も含めて運営しており、市育英会に対しては当分の間補助金額 500 千円（変動がある可能性があります。）を補助していきたいと考えています。
2	うるま市児童・生徒派遣費補助金	教育部 総務課	B：現状のまま継続	時代に応じて、市民の要請に柔軟に答えられるよう、補助対象や補助基準など、要綱の見直しを検討されたい。また、予算の有効活用という観点から、教育部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら、相互に融通しあうなど、より効率的で適切な予算執行に努めていただきたい。	合併により、旧具志川、旧石川市の派遣に関する交付規程をベースに補助してまいりましたが、平成20年度には財政状況の悪化により一部補助基準の見直しによる減額改正をいたしました。今後につきましては、他市の交付規程等を参考にしながらより広く平等な派遣費補助金が交付できるよう検討していきます。
3	各種団体派遣補助金	教育部 社会体育課	B：現状のまま継続	社会体育の振興、特に青少年を対象に補助する事例が多い本補助金は望ましいものであり、予算の範囲内で先着順の打ち切りとなっている現状を改める必要がある。予算の有効活用という観点から、教育部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら相互に融通しあうなど、より効率的で適切な予算執行に努めていただきたい。また、グローバル化が進展するスポーツ界において、将来に向けて、幅広く柔軟に市民の要請に応えられるように、補助要件を拡大するなど要綱の見直しを検討されたい。	予算の範囲内での申請順による補助金執行という現状については、他の執行方法も検討します。 部内類似補助金の有効活用については、関係部局と調整し検討します。 補助金要件の拡大に向けた要綱の見直しについては、グローバル化が進展するという市民スポーツの現状について、情報収集をして検討していきます

4	各種団体育成費	教育部 社会体育課	C : 効率 化・コスト 削減の方向 で見直し	当該団体の運営については、市からの補助に頼るのではなく、将来的には、補助金を縮小していき、補助期間の終期を設定し、それぞれの団体で知恵を働かせて自主運営に向けての取り組みを促すなど行政からの指導が望まれる。また、現在、それぞれの補助金について、補助の目的や用途を定めた要綱が策定されておらず、「うるま市補助金制度に関する指針」による交付基準等に基づいた補助金交付要綱を定め、補助期間中は事業費補助の原則に基づいて補助金を適切に運用されたい。	補助期間の終期設定については、当該団体へ理解を求めたいきます。 補助金交付要綱については、指針による交付基準に基づいた要綱を整備し、補助期間中は事業費補助の原則に基づいた運用が図られるよう、それぞれの団体を指導していきます。
5	うるま市体育協会補助金	教育部 社会体育課	B : 現状の まま継続	必要経費と削減の余地のあるものを支出項目毎に見直しをすれば、ある程度経費の縮減が図られるものと思われる。現在、補助金交付要綱が定められておらず、補助金の用途が明確にされていないことから、「うるま市補助金制度に関する指針」による交付基準等に基づいた補助金交付要綱を定め、事業費補助の原則に基づいて補助金を適切に運用されたい。	団体活動の内容把握に努め、予算執行の適正化を図ります。 補助金交付要綱については、指針による交付基準に基づいた要綱を整備し、補助期間中は事業費補助の原則に基づいた運用が図られるよう、団体を指導していきます。
6	うるま市女性連合会補助金	教育部 社会教育課	B : 現状の まま継続	女性連合会の活動については、基礎組織である地域の婦人会活動も含め、以下のような課題が見られる。 ・現在は、様々な分野で生涯学習の場が用意されており、必ず	事業費補助の原則から補助金の充当については事業費や事業執行に不可欠な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱の整備を図っていきます。 連合会の活動については行政

			<p>しも婦人会でなくてもいろいろな活動の場があり、自己の楽しみが満たされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の婦人会としては、地域活動もしながら市女性連合会の活動もするとなると負担が大きい。 ・女性連合会の活動内容が、地域の婦人会と同様な内容になっているのではないか。 ・女性連合会の取り組みとして、まつりやマラソン大会など各種イベントのボランティア動員が多く、負担が大きい。 <p>係る現状の中、女性連合会への加盟が減少してきており（63自治会のうち16団体）市担当部署においては、女性連合会の意義、目的を再確認しながら、女性連合会にしかできない、地域の婦会にない魅力ある活動に向けて、組織のあり方や事業内容の見直しを指導してもらいたい。また、うるま市補助金交付基準で示された事業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要な不可欠な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。上部団体への負担金については適当か常に検証し、必要に応じて現場の実情を上部団体に申し入れるよう指導していただきたい。</p>	<p>からのイベントへの動員、ミニデイサービス等地域活動との関係、更に負担金の問題から会員数減少の状況にあります。事業内容を含め課題について、今後関係団体等を含め議論していきます。</p> <p>上部団体への負担金については、事業の連携上必要ですが、理事会等で自治体の厳しい財政状況に鑑み、負担軽減について提言していくよう団体と調整していきます。</p>
--	--	--	---	---

7	うるま市青年連 合会補助金	教育部 社会教育課	B：現状の まま継続	従来から、地域活動は青年会 を中心に展開されてきており、 地域づくりにおける青年会の存 在は大きいものがある。現在、 青年エイサーを中心に青年会活 動が活発に展開されている地域 がある一方、青年エイサーも継 承されず活動が停滞している地 域、若しくは青年会がない地域 もある。各自治会において、自 治会長が中心となってそれぞれ の青年会を育成するとともに、 その連合組織である市青年連合 会については、市担当部署が指 導助言をしながら育成を図っ ていただきたい。	青年連合会はエイサー祭り、成 人式運営協力、ハーリー等の地 域行事への参加や飲酒運転根絶 道ジュネー交流事業等の取り組 みも展開され、自主的な事業に よる財源確保にも努力が認めら れます。 しかしで、伝統文化であるエ イサーを中心に活発に活動を展 開している地域もありますが、 活動が停滞している地域や青年 会組織がない地域もあります。 今後、各地域の青年会の育成、 活動の在り方について、自治会 や他の団体との連携を図り取り 組んでいきます。
8	うるま市PTA 連合会補助金	教育部 社会教育課	B：現状の まま継続	うるま市補助金交付基準で示 された事業費補助の原則に則っ て、役員手当等は会費等自主財 源で賄い、市からの補助金は事 業費や事業の執行に必要不可欠 な事務局費に充てることなどを 明示した補助金交付要綱を整備 していただきたい。	事業費補助の原則から補助金 の充当については事業費や事業 の執行に不可欠な事務局費に充 てる事を明示した補助金交付要 綱の整備を図っていきます。
9	うるま市子ども 会育成者連絡協 議会補助金	教育部 社会教育課	B：現状の まま継続	子ども会育成者連絡協会の 活動については、基礎組織であ る地域の子ども会活動を含め以 下のような課題が見られる。 ・会員が少なく、指導者任せで 保護者の参加が少なく役員のな り手がいない。 ・人材や活動費等が乏しく、地 域での活動で精一杯で市連絡協 議会への参加が難しい。	事業費補助の原則から補助金 の充当については事業費や事業 の執行に不可欠な事務局費に充 てる事を明示した補助金交付要 綱の整備を図っていきます。 子ども会は、各地域子ども会も 人材、活動予算が乏しく、子ど も会育成者連絡協会への加入 が少ない状況にあり、自主財源 である会費収入が大変厳しい

				<p>一方、地域に根付く伝統芸能などを活用し、自治会長を中心に地域全体で活発に活動を展開している事例も見られる。</p> <p>係る現状の中、市子ども会育成者連絡協議会への加盟が減少してきており（平成20年度26団体）市担当部署においては、子ども会の活動の活性化に向けて、関係者と膝を交え、他自治体との連携も図りながら、現状の課題を整理して、今後の組織や活動のあり方について対策を講じていただきたい。また、うるま市補助金交付基準で示された事業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。</p>	<p>中、活動を展開しています。</p> <p>今後関係者と連携を図り、改善に努めていきます。</p>
10	うるま市少年ふれあい事業補助金	教育部 社会教育課	B：現状のまま継続	<p>自然環境や人口規模がかなり異なる地域間の交流で利点と課題が見られる。交流による児童生徒の育成は重要な取り組みであり、今後も継続していく必要がある。ホームステイの受け入れ家庭の確保には双方とも苦勞しており、宿泊施設を利用した集団交流に変えるなど方法を検討する必要がある。また、事業自体を青年会議所等の外部団体に委託することなども含め、事業のあり方を検討していただきたい。</p>	<p>当該事業は、児童生徒の視野を広げるとともに、協調性、自主性を高め、人材育成に寄与していますが、現在のホームステイによる交流は双方とも受入家庭の負担が大きく、その確保に苦慮しております。また、人口規模も大きな差があり、実施方法、事業のあり方も含めて検討してきます。</p>

11	海外短期留学派遣補助金	指導部 指導課	A：更に充実させる方向で見直し	<p>海外留学は大変貴重な体験であり、夢のあるすばらしい事業だと評価する。担当課においては、学校規模（生徒数）に応じた派遣人数の均等な割り振りにより30人の派遣を数値目標としている。しかし、実績としては派遣人数も学校規模に応じた割り振りも達成されていない。今後は、実力が希望する多くの生徒を幅広く派遣できるように、予算増による増員も当然のことながら、現予算額内であっても、自己負担のあり方（負担増、経済困窮世帯への柔軟な配慮、社協・PTA等による援助等）や留学期間の短縮など、あらゆる知恵を出して目標値を達成する努力をしてもらいたい。また、市民へのPR、募集の周知期間、選考方法の検証などをし、更なる事業の充実に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>現状の厳しい財政状況においては、本事業に係る予算額を大幅に増額することは難しい状況です。現状を踏まえ、留学派遣生徒数の目標数値を現状の30人から実現可能な15人に改めます。</p> <p>現状の実績数値10人との差5人の増員に向けては、部内予算調整による若干の予算増額、他機関への資金援助要請などでの対応を検討します。</p> <p>自己負担額については、厳しい経済状況を鑑み、当分の間は現状を維持していきたいと考えています。</p> <p>留学期間については、現状の4週間が本事業の目的達成のための最低期間と認識しており、今後も同様としたいと考えています。</p> <p>募集要項や帰国後の感想文を広報誌へ掲載するなど市民へのPRを継続強化すると共に、生徒の選抜方法も学校（生徒数）規模に応じた枠を設定し、各学校で選考決定する方法を検討するなど、本事業の更なる充実に向けた取り組みを進めていきます。</p>
12	自治公民館連絡協議会補助金	教育部 社会教育課	B：現状のまま継続	<p>うるま市においては、過去の地域の成り立ちにより、自治公民館（自治会）活動にかなりの格差が見られる。朝から中央公民館並に多数の地域住民が公民</p>	<p>研修会等参加に係る報告書作成については、誤解を招かぬよう実施した研修内容を各研修項目に適切に作成し、また、研修内容の報告会についても開催</p>

				<p>館に出入りするような地域もあれば、地域住民の自治会加入率も低く、施設も簡素なプレハブや公営住宅の集会場であったり、自治会長や事務員が公民館に常駐できていない地域もある。このような地域コミュニティの格差は本市にとって非常に大きな課題である。本補助金は、自治公民館相互の連携提携と自治公民館活動の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与することを目的に、会員（自治会長等）の研修会等への派遣に活用されている。しかし、現状は報告書のまとめ方が不適切で報告会も実施されておらず、その成果が十分に現れていない。自治会間の格差是正に向けた具体的な目標値を設定し、協議会に対しては、大会等形式的なものではなく、「各種団体の役員の育て方」など具体的なテーマに沿った実のある研修を精選し、その成果を持ち帰って各自治会の活性化につなげられるよう指導助言していただきたい。</p>	<p>していくよう指導したい。</p> <p>自治公民館の格差是正にむけた目標値については、数値目標を定めることが必ずしも望ましいとは思えず、本委員会の意見を「自治公民館連絡協議会」に率直に提起し、各地区連絡協議会別に各々の分野事に格差の実態を把握させ、地域間格差をどのように縮めるか、その是正方法について、「正式な議題」として協議会に提起し、活動計画に生かしていくよう指導助言していきます。</p>
13	うるま市文化協会補助金	教育部 文化課	B：現状のまま継続	<p>うるま市文化協会の決算資料によると、支出総額に対する事務費の割合が6割、その事務費の内訳として事務員（3人）の手当が7割を占めており、事業費に比べ事務費（事務員手当）の割合がかなり高い状況である。事務員（3人）の数や出勤</p>	<p>事務員（3人）の数や出勤状況、手当の額については、事業執行上の問題等を含め事務局と協議を行います。</p> <p>事業費補助の原則（補助金を事業費へ充てること）については、文化協会の予算書において明確化すると共に、早急に個別</p>

				<p>方向、手当の額等について十分に精査し、効率化の方向で見直しを検討していただきたい。また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱の策定を検討していただきたい。更に、会員数の減少が著しく、今後会員を増やすための工夫を指導していただきたい。</p>	<p>補助金交付要綱の策定に向け取り組みを進めていきます。</p> <p>今後の会員増の取り組みについては、若年層の会員を増やすため、新しい部門の拡大に向けて取り組みを行います。</p>
14	うるま市指定民俗文化財等補助金	教育部 文化課	C : 効率化・コスト削減の方向で見直し	<p>市内に数ある指定民俗文化財の中から、合併前からの経緯とは言え、限られた2団体のみに補助を継続して行うのは不公平感がある。また、2団体とも補助金が日頃の練習など活動費として使われており、保存継承に関わる活用が見られない。そもそも民俗文化財の継承活動（継承者の育成等）は、地域住民の文化活動に対する意気込みで行われるものであって、行政からの補助の有無に関わらず、他の多くの民俗芸能でも取り組まれている。保存継承が目的であれば、行政の立場からは民俗芸能の記録保存的なものに補助すべきであり、ビデオ撮影等映像や音声でデータを残していく取り組みが望ましい。今後、公平公正に補助目的にかなった使途と</p>	<p>平成22年度での廃止に向けて、各団体と調整を図り、新たな補助制度のあり方も含め、取り組みを進めます。</p>

				なる補助事業に変えていく必要があり、現状の補助金は早期に終期を設定して一旦終了し、再度補助のあり方から検討し直していただきたい。	
15	うるま市青少年育成市民会議補助金	指導部 青少年センター	B：現状のまま継続	本会のような名誉職的な団体の役員については、手当を無くしボランティアで担っていただく方向で団体を指導していただきたい。また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則が示されており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱を策定し、団体に対しては、手当や食糧費等には会費等独自財源で賄い、必要不可欠な事務費と事業費に補助金を充当するよう指導していただきたい。	役員手当については、補助金審査委員会の意見を青少年育成市民会議に報告し、検討を促します。「うるま市補助金制度に関する指針」に基づき、補助金の使途を明示した補助金交付要綱を早急に策定し、必要不可欠な事務費と事業費に補助金を充当するよう指導します。